

河内長野市内の事業所の皆様へ

事業系ごみの 分け方・出し方

事業所ごみの適正な分別と処理の手引き

「豊かな自然と暮らしが調和する
先進循環型都市、かわちなかの」



河内長野市 環境衛生課
令和6年5月

目 次

■ 廃棄物とは	1
■ 事業者の責任とは	1
■ 事業系一般廃棄物とは	2
■ 産業廃棄物の種類と具体例	2
■ 特定の業種から排出される産業廃棄物について	3
■ 事業所から出る廃棄物の処理方法は	4
■ 事業系ごみの分け方、出し方	8
■ 事業系ごみの処理に関する問い合わせ先	10



廃棄物とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「法」という。)では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他汚物や不要物で、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く)」(法第2条第1項)と規定されています。

また、廃棄物該当性の判断については、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきものである。」(平成17年8月12日付け環廃産第050812003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「行政処分の指針について」)とあります。

上記で示されている「廃棄物」のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系廃棄物」といいます。

事業者の責任とは

事業活動に伴って生じる廃棄物の処理には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「河内長野市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」において次のような「事業者の責務」が義務付けられています。

- ・自らの責任において適正に処理すること
- ・再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- ・廃棄物の適正処理や減量について、国や地方公共団体の施策に協力すること

廃棄物の不法投棄、野外焼却(一部例外を除き)は法律で禁止されています。
違反者は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金又はその併科に処されます。

※「事業者」とは、事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校など公共公益事業等を営む者も含まれます。

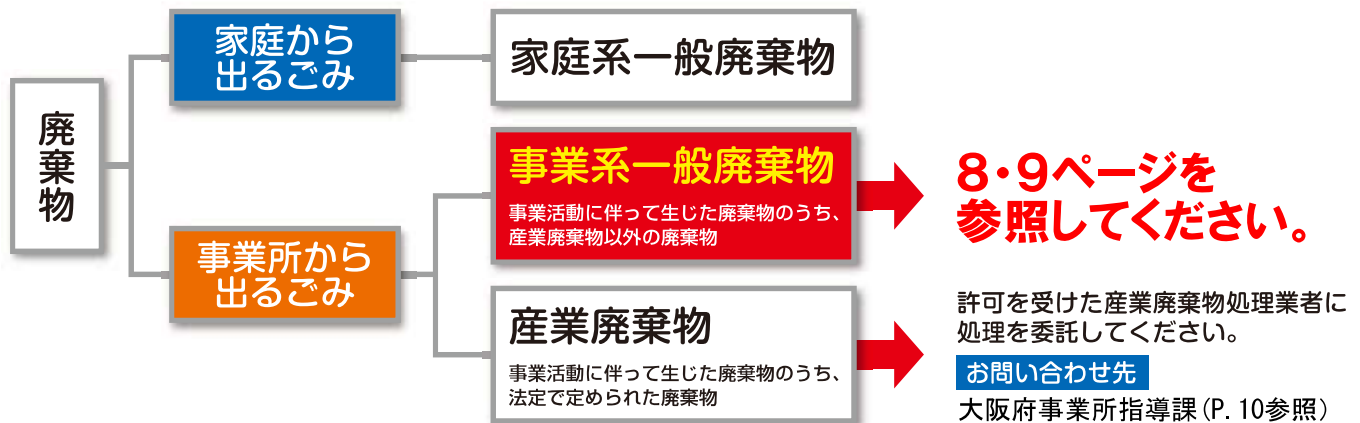
※「事業活動に伴う」とは、本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うものや不可避免的に伴うものを含みます。

例えば、従業員が昼食時に排出する廃棄物(廃プラスチックである弁当容器や金属くずである空き缶類など)も「事業活動に伴って」排出されたものとなります。

事業系一般廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物といいます。

会社や工場などの事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店の活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は20種類に分類されています。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①～⑫)と、特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬～⑲)とがあります。

	種 類	具 体 例		種 類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ	特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	② 污泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルビット汚泥等		⑭ 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	③ 廃油	鉱物性油、動植物性油等		⑮ 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液		⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液		⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物		⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑦ ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず		⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑧ 金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等 金属性家具類(机、ロッカー等)		⑳	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等			
	⑩ 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等熔解炉かす等			
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する不要物			
	⑫ ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの			

特定の業種から排出される産業廃棄物について

産業廃棄物に分類される20種類の廃棄物のうち、排出事業者の特定の業種に限り、必ず産業廃棄物として処理しなければならない廃棄物をいいます。

紙くず

日本標準産業分類による**大分類D(建設業)**に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くずであって**工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたもの及び**

大分類 E (製造業)

中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業

- 小分類 140 管理、補助的経済活動を行う事業所
- 141 パルプ製造業
- 142 紙製造業
- 143 加工紙製造業
- 144 紙製品製造業
- 145 紙製容器製造業
- 149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

中分類 15 印刷・同関連業

小分類 153 製本業・印刷加工業

- 細分類 1531 製本業
- 1532 印刷物加工業

大分類 G (情報通信業)

中分類 41 映像・音声・文字情報制作業

- 小分類 413 新聞業のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの
- 414 出版業のうち印刷出版を行うもの

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くず及びPCBが塗布され、又は染み込んだ紙くず(PCBを使用した感圧式複写紙などをいう。)である。なおPCBが塗布され、又は染み込んだ紙くずはすべての事業活動を対象とするものである。

繊維くず

日本標準産業分類による**大分類D(建設業)**に該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって**工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたもの及び**

大分類 E

中分類 11 繊維工業

- 110 管理、補助的経済活動を行う事業所
- 111 製糸業・紡績業・化学繊維・ねん糸等製造業
- 112 織物業
- 113 ニット生地製造業
- 114 染色整理業
- 115 鋼・網・レース・繊維粗製品製造業

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる繊維くずであって木綿くず、羊毛くすなどの天然繊維くず及びPCBが染み込んだ繊維くずである。(PCBが染み込んだ繊維くずはすべての事業活動を対象とする。)

木くず

日本標準産業分類による**大分類D(建設業)**に該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くずであって**工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたもの及び**

大分類 E (製造業)

中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)

- 小分類 120 管理、補助的経済活動を行う事業所
- 121 製材業、木製品製造業
- 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業
- 123 木製容器製造業(竹、とうを含む)
- 129 その他の木製品製造業(竹、とうを含む)

中分類 13 家具・装備品製造業

小分類 131 家具製造業

- 細分類 1311 木製家具製造業(漆塗りを除く)
- 1312 金属製家具製造業
- 1313 マットレス、組スプリング製造業

中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業

小分類 141 パルプ製造業

大分類 K (不動産業、物品賃貸業)

中分類 70 物品賃貸業

- 小分類 700 管理、補助的経済活動を行う事業所
- 701 各種物品賃貸業
- 702 産業用機械器具賃貸業
- 703 事務用機械器具賃貸業
- 704 自動車賃貸業
- 705 スポーツ・娯楽用品賃貸業
- 709 その他の物品賃貸業

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる木くず輸入木材の輸入を業務の一部又は全部として行っている総合商社、貿易商社などの輸入木材に係る木くずであっておがくず、バーク類など及びPCBが染み込んだ木くずである。

動植物性残さ

日本標準産業分類による**大分類E(製造業)のうち**

大分類 E (製造業)

中分類 09 食料品製造業

- 小分類 090 管理、補助的経済活動を行う事業所
- 091 畜産食料品製造業
- 092 水産食料品製造業
- 093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
- 094 調味料製造業
- 095 糖類製造業
- 096 精穀・製粉業
- 097 パン・菓子製造業
- 098 動植物油脂製造業
- 099 その他の食料品製造業

中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業

- 小分類 100 管理、補助的経済活動を行う事業所
- 101 清涼飲料製造業
- 102 酒類製造業
- 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 104 製氷業
- 106 飼料・有機質肥料製造業

中分類 16 化学工業

- 小分類 165 医薬品製造業
- 169 その他の化学工業
- 細分類 1693 香料製造業

に該当する事業の事業活動に伴って生ずる動植物性残さであって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなどが含まれる。魚市場、飲食店などから排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物である。

事業所から出る廃棄物の処理方法は

事業所から出るごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。「産業廃棄物」とは法律で定められた20種類の廃棄物を指し、この産業廃棄物以外の事業所から出る廃棄物が「事業系一般廃棄物」となります。

「事業系一般廃棄物」は、再生利用や減量化に努めた後で、自ら適正に処理することができない場合は次のいずれかの方法で処理をすることができます。



1

市に処理を依頼する。(有料)

定期収集を依頼する場合

- 市環境衛生課の窓口にて、事業系一般廃棄物（ごみ）処理申請書により、収集運搬の申し込みを行ってください。
- ごみの分け方・出し方の説明及び収集曜日などの調整を行います。
- 普通ごみ・資源ごみの2種類に分別して排出してください。
- 事業系普通ごみシール、事業系資源ごみシールを貼って出してください。
- 事業系ごみシールは市役所1階市民総合窓口にて

45ℓ 袋用 1枚 240円 (税込)で販売しております。

詳しい分け方・出し方は
8・9ページをご参照ください。



臨時収集を依頼する場合

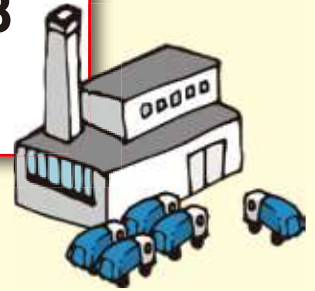
- 収集希望日の4日前（土・日・祝休日を除く）までに市環境衛生課へお申し込みください。（TEL：0721-53-1111）
- 収集日は、月～土曜の午前中（年末年始を除く）です。
- 手数料は、1トン車につき12,000円。
- 手数料は、収集時に現金にてお支払いください。

2

第2清掃工場へ自己搬入する。(有料)

- ごみを積んで直接、南河内環境事業組合第2清掃工場へ持ち込みます。

住 所：河内長野市日野1564-3
T E L：0721-55-7456



●搬入できる物

河内長野市内で発生した一般廃棄物(処理困難物として指定しているものは除く)

※産業廃棄物は搬入できません。また、他人の一般廃棄物を運ぶことはできません。

●搬入日時

月～金曜の午前9時30分～午後4時30まで(祝・休日・年末年始を除く)

●搬入方法

第2清掃工場に備え付けの「一般廃棄物搬入申込書」に必要事項を記入の上、同工場の受付に提出してください。

申込書は南河内環境事業組合や市のホームページからダウンロードして事前に記入することもできます。

※本人確認のため、運転免許証等をご持参ください。

運転免許証に併せて社員証や名刺等もご持参ください。

●ごみをチェックさせていただきます。

※不適正なごみは、受け入れをお断りします。

●ごみ処理手数料をお帰りの際に支払ってください。

手数料

20kgあたり340円

3

資源選別作業所へ自己搬入する。(有料)

- 資源ごみ(カン・ビン・小型金属・古紙)は直接、資源選別作業所へ持ち込みます。

住 所 : 河内長野市上原西町 2 - 2 8

T E L : **0721-53-9962**

●搬入できる物

河内長野市内で発生した資源ごみ(カン・ビン・小型金属・古紙・古布)

※他人の一般廃棄物を運ぶことはできません。

●搬入日時

月～金曜の午後1時00分～午後3時00まで

(祝・休日・年末年始を除く)

●ごみ処理手数料をお帰りの際に支払ってください。

手数料

軽自動車以下	1,000円
1 トン車以下	2,000円
2 トン車以下	3,000円
4 トン車以下	4,000円



事業系ごみの分け方・出し方

「事業系一般廃棄物」と同一の性状のものであっても、製造過程や流通過程から排出されるもので、産業廃棄物に分類されるものがありますのでご注意ください。

普通ごみ

(1枚 240円)



- 普通ごみシールの貼付が必要です。
- 45リットル推奨ごみ袋に入れ
ごみ袋に普通ごみシールを貼って出してください。

生ごみ

- ・厨芥ごみ、残飯、食料品の売れ残り、茶殻など
- ※特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。
- ※食品関連事業者は食品の再生利用に努めてください。

紙類 (リサイクルできない紙類)

- ・紙コップ、ティッシュペーパー、圧着ハガキ、汚れた紙、写真、感熱紙、付箋、紙おむつなど
- ※紙おむつは感染性のないものに限る。
- ※特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。

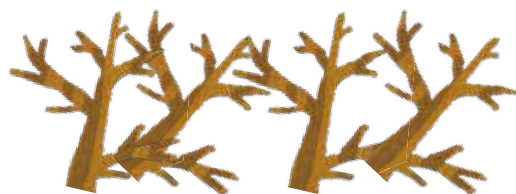
木くず・天然繊維くず・天然皮革

- ・剪定枝(太さ15cm、長さ50cm以下のもの)、落ち葉、草、木製品、天然繊維(毛布、木綿、絹)、作業服(綿など)、天然皮革(鞆、ブーツなど)
- ※パレットは業種にかかわらず産業廃棄物となります。
- ※特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。

プラスチック・ビニール類・他

- ・プラスチック製の容器や包装類、ペットボトル、事務用消耗品など
- ※従業員等の飲食など個人消費で排出されたものに限る。
- ※特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。

※その他、事業系一般廃棄物のうち、45リットル推奨ごみ袋に入らないものの定期収集は行っておりません。臨時ごみ及び清掃工場への直接持ち込みをご利用ください。



資源ごみ

(1枚 240円)



- 資源ごみシールの貼付が必要です。
- 「カン・ビン・小型金属類・古布類」は45リットル推奨ごみ袋に入れ、ごみ袋に資源ごみシールを貼って出してください。
- 「古紙」はひもで十文字に縛り、見えやすい所に資源ごみシールを貼って出してください。

カン・ビン・小型金属類

・空き缶、空きビンなど。

※従業員等の飲食など個人消費で排出されたものに限る。



古紙・古布類

・新聞、雑誌、段ボール、紙パック(アルミ・ビニールコーティングされていないもの)、雑紙(紙箱・紙袋・包装紙など)、など。

※特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。

上記の資源ごみについては、資源選別作業所へ直接持ち込むことができます。
この場合は、事業系資源ごみシールの貼付は必要ありません。

- ▶住 所:河内長野市上原西町2-28
- ▶電 話:0721-53-9962
- ▶日 時:月～金曜(土・日・祝日を除く) 午後1時～午後3時まで
- ▶手数料:軽自動車以下1,000円
1トン車以下2,000円
2トン車以下3,000円
4トン車以下5,000円

手数料はその場で現金にて
お支払いください。

また、専ら再生利用の目的となる上記の資源ごみは、これらの品目のみの
収集・運搬又は再生を行うものに委託することもできますので活用してください。



事業系ごみの処理に関する問い合わせ

事業系一般廃棄物に関するお問い合わせ

河内長野市環境衛生課

TEL: **0721-53-1111**

ホームページ <http://www.city.kawachinagano.lg.jp>

メール kankyouseisei@city.kawachinagano.lg.jp

産業廃棄物に関するお問い合わせ

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室
産業廃棄物指導課排出者グループ

TEL: **06-6210-9570** (直通)

TEL: **06-6941-0351** (代表)

産業廃棄物の処理に関するご相談

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

大阪府大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 大江ビル3階

TEL: **06-6943-4016**



ごみの減量、
リサイクルに
ご協力ください。

発行 河内長野市環境衛生課

〒586-8501 大阪府河内長野市原町1丁目1番1号

電話: **0721-53-1111** FAX: **0721-56-3160**